

協働による雪対策で冬を乗り切りましょう



雪処理にお困りですか？



市では、市民の皆さんが冬を安全・安心に過ごせるよう、道路の除排雪に努めています。しかし、行政の取り組みだけでは、市民の皆さんが満足できる成果を上げることは難しく、皆さんの協力が必要です。

市が行う雪対策支援事業

■問い合わせ・申請先 道路維持課 (☎ 32-8555)

- ▼申請期間 10月17日～11月25日
- ▼実施期間 12月1日～令和5年3月31日

①町会雪置き場事業

住宅街などで雪置き場の不足を解消するため、地域住民のための雪置き場として空き地を無償で貸し付けした場合、この土地に係る翌年度の固定資産税および都市計画税の3分の1以内を減免します。

- STEP 1 町会と土地所有者が空き地の賃貸借契約を結ぶ
※地目が宅地または雑種地で、面積がおおむね200㎡以上の空き地。
- STEP 2 申請書を提出
※提出書類や事業実施要綱は市ホームページに掲載しています。

②地域除排雪活動支援事業

一般除雪により狭くなった生活道路を、除雪機械や融雪設備を活用して拡幅作業や排雪作業または融雪活動を行う町会等に対して、燃料費や電気料の一部を報償金として支給します。

- STEP 1 支給対象となるか確認する
(1) 除排雪活動・融雪活動町会またはそれに準ずる団体
(2) 間口等融雪活動町会が認めた除雪困難者の世帯を含む3戸以上で組織された団体
- STEP 2 申請書を提出
※提出書類や事業実施要綱は市ホームページに掲載しています。

③小型除雪機町会等貸出事業

冬期間の安全・安心な市民生活の確保を図るため、生活道路の除雪作業や高齢者等世帯の間口の雪寄せ処理を行う町会等に対して、小型除雪機(ハンドガイド)の貸し出しを行います。

- STEP 1 申請書を提出
▼申請に必要な書類
①作業を行う場所がわかる地図
②貸出要望書(任意の様式)

※貸出回数に限りがありますので、貸し出しを希望する町会等は事前に問い合わせを。



④町会等除雪報償金

冬期間の生活道路の安全な通行を確保するため、市が除雪作業を行う路線以外の生活道路の除雪を行う町会等に対して報償金を支給します。

- STEP 1 申請書を提出
▼申請に必要な書類
①作業を行う場所がわかる地図
②要望書(任意の様式)
- STEP 2 現地調査(交付条件の審査)
※報償金は1メートルあたり200円(年1回を限度として交付)。

高齢や障がいなどで玄関等の雪処理に困っている

市では、高齢者や障がい者などが、大雪により自宅から出られないなど、緊急時に対応するため、地区ごとに担当窓口を定めています。雪でお困りの際は、次の窓口へお問い合わせください。※なお、高齢者や障がい者などで、自力で道路までの間口の除雪作業をすることが困難で、経済的に余裕がない人は、「社会福祉協議会の除雪支援事業」を活用してください。

- 弘前地区…高齢者＝介護福祉課(市役所1階、☎ 40-7114) / 障がいのある人＝障がい福祉課(市役所1階、☎ 40-7036、40-7122)
- 岩木地区…岩木総合支所民生課(賀田1丁目、☎ 82-1628)

- 相馬地区…相馬総合支所民生課(五所字野沢、☎ 84-2113)

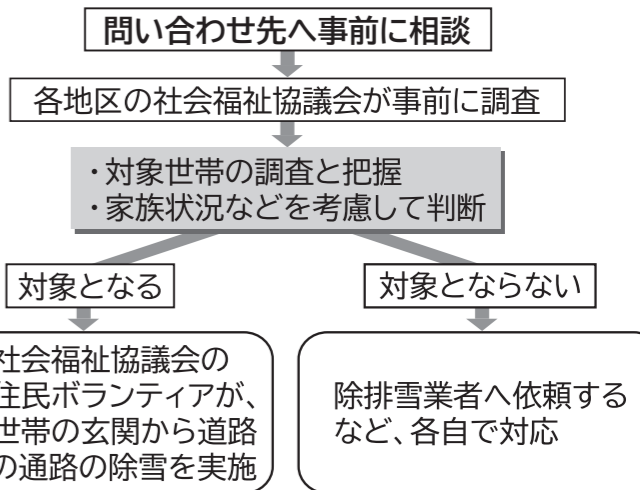
自宅の雪処理に困っている

- 除排雪をお願いしたい…シルバー人材センターに依頼(有料)
 - ▼受付時間 午前8時30分～午後5時15分
 - 問い合わせ先 シルバー人材センター(南袋町、☎ 36-8828、土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日は休み)
- ※屋根の雪下ろしは行っていません。また、シルバー人材センターの会員が少ない地区など、依頼場所によっては対応できない場合があります。

社会福祉協議会の除雪支援事業

弘前市社会福祉協議会では地区社会福祉協議会と連携し、高齢や障がいなどで自ら除雪を行うのが困難な世帯を対象に、地域住民の助け合いによる「除雪支援事業(ボランティア除雪)」を行っています(事業の流れは右図を参照)。※対象世帯の玄関から道路までの通路確保の除雪に限ります。また、ボランティアの確保等によって対応できない場合があります。

- 問い合わせ先
- 弘前地区…弘前市社会福祉協議会(宮園2丁目、☎ 33-1161)
- 岩木地区…弘前市社会福祉協議会岩木支部(賀田字大浦、☎ 82-2353)
- 相馬地区…弘前市社会福祉協議会相馬支部(五所字野沢、☎ 84-3373)



市民・事業者・行政の協働で暮らしやすい雪国生活の実現を

少子高齢化や核家族化の進展、さらには個人の生活様式の多様化などにより、家族や地域のつながりが希薄になっている一方で、暮らしやすい雪国生活を求める声が多いことから、雪への取り組みについては今後も強化していく必要があります。しかし、行政の取り組みだけでは、市民の皆

さんが満足できる成果を上げることは難しく、市民および事業者の皆さんの協力が必要不可欠です。自助・共助の精神を持って、市民・事業者・行政がお互いにそれぞれの役割を果たし、協力して暮らしやすい雪国生活を実現しましょう。

